

関係事業者の皆様

経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課
化学兵器・麻薬原料等規制対策室

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に基づく指定物質の
令和6(2024)年(1月～12月)輸出入実績の届出期限について(お知らせ)

平素より化学兵器禁止関連政策へのご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(以下「化学兵器禁止法」と記載します。)第28条に基づき、前暦年(今回は**令和6(2024)年(1～12月)**)において同法第2条第4項及び第5項に定められる化学物質(以下「指定物質」と記載します。)を輸出又は輸入した事業者については、その数量(指定物質を含む物にあつては、これに含まれる指定物質の数量)を経済産業大臣に届け出ること(以下「届出」と記載します。)とされており、その期限が、**令和7(2025)年2月28日(金)**となっておりますので、以下をご参照いただき、早めのご提出をお願いいたします。

【届出の対象となる事項】

○令和6(2024)年(1月～12月)の輸出又は輸入数量届出の対象となる指定物質(第一種及び第二種)については、別紙1又は下記経済産業省化学兵器禁止関連施策(届出関係)のホームページ¹(以下「ホームページ」と記載します。)の「5. 参照資料(2)届出・申告の対象化学物質「第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質」をご参照ください。

【届出様式及び届出方法】

- ・届出様式は、様式第20です。
- ・迅速かつ適確に確認作業を行うため、ホームページ中の届出に関する手続き2.(3)に掲載の「**届出内訳一覧表**」(別紙2に掲載。)をできるだけ添付してください。
(届出書に記載された情報を当室にて集計し、化学兵器禁止条約に基づいて国際化学兵器禁止機関に申告しています。)
- ・ご提出は、**可能な限り、e-Gov 電子申請にて**行ってください。ただし、技術的に不可能な場合は、従来からの郵送等の方法でも構いません。

【電子届出(電子申請)について】

- ・ **電子申請フォーマットは前回届出時から更新されていますので、必ず新しい電子申請フォーマットを使用して届出を行ってください**(なお、新フォーマットでは、前回電子申請を行っていただいた際の電子申請ファイル(旧フォーマット)のデータを取り込むことができますので、まずは旧フォーマットのデータをお取り込みいただいた上で、必

¹ 届出関係 HP: https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html

要な修正を反映していただければ簡便です。)

- ・ e-Gov 電子申請によるご提出が初回の事業者は、経済産業省化学兵器・麻薬原料等規制対策室の下記問合せ先までご連絡いただいた後、「**化兵法電子届出(電子申請)事前登録シート**」(※)を、**令和7(2025)年2月 21 日(金)までに電子メールにて**お送りください(メールの宛先等、詳細は「化兵法電子届出(電子申請)事前登録シート」の記載内容をご確認ください。)

(※)すでに事前登録シートを弊省にご提出いただき、弊省から e-Gov 個別認証 ID 及び e-Gov 個別認証パスワードの連絡を受けている場合は、当該事前登録シートの再提出は不要です(e-Gov 個別認証 ID は事業者ごとに異なります。)。化兵法電子申請の初回時においてのみ、事前登録シートのご提出をお願いいたします。

【郵送等による届出について】

- ・ 届出様式(様式第 20)については、ホームページ中の届出に関する手続き 2. (3)に掲載していますので、ダウンロードのうえご使用ください(下段参照)。
- ・ ホームページには記載例も載せていますのでご参照ください。
- ・ 届出書への代表者印の捺印は不要です。

【お問合せ及び届出書類送付先】

経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課 化学兵器・麻薬原料等規制対策室
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話: 03-3580-0937(直通) E-mail: bzl-kahei-madoguchi@meti.go.jp

経済産業省化学兵器禁止関連施策(届出関係)ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html

【参考】

1. 化学兵器禁止法の概要

本法により、化学兵器については製造、所持等が一切禁止されるとともに、化学兵器原料になり得る化学物質等については、次のとおり許可・届出等の各種規制が行われています。

- ・ 化学兵器に供されるおそれの極めて高い化学物質(特定物質)については、製造、使用及び輸入について許可・承認制が敷かれるとともに、譲渡し、譲受け及び所持に関し制限が課され、運搬及び廃棄についても届出等義務が課されております。また、特定物質許可製造者・使用者等に対して経済産業省による立入検査が実施されております。このように、特定物質については、製造・輸入段階から廃棄段階に至るまで厳しい規制措置が執られています。
- ・ また、化学兵器禁止法では、民生用に供される化学物質についても、化学兵器に供されるおそれのある化学物質やその前駆物質は指定物質として規定し、当該化学物質(指定物質)については、その製造、使用、輸出入等の数量について経済産業大臣へ届け出ることが義務付けられています。

- ・ このほか、有機化学物質（識別可能な有機化学物質）及び特定有機化学物質（有機化学物質のうち、りん、硫黄、ふっ素を含むもの）についても、その製造の実績数量について経済産業大臣へ届け出ることが義務付けられています。
- ・ なお、罰則規定として、化学兵器製造／使用罪、毒性物質等発散罪、各種義務違反罪等の規定が設けられています。

化学兵器禁止法の詳細については、次のホームページをご参照ください。

(https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/domestic.html)

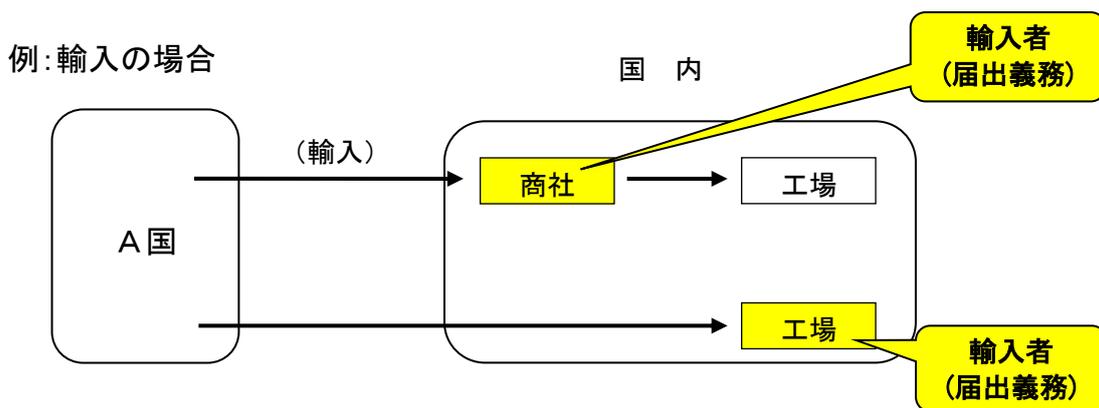
2. 届出に当たっての注意事項

届出に当たっては、次の事項にご注意いただきますようお願いいたします。

(1) 届出義務を有する者

通関ベースで令和6(2024)年(1月～12月)に指定物質を輸出又は輸入した者に届出義務があります。

例えば、商社を介して輸出/輸入した工場は当該届出義務の対象者ではなく、その輸出/輸入に直接関わった商社に届出義務があります。また、工場が商社を介さず直接輸出者/輸入者として輸出/輸入した場合は、その工場に届出義務があります。



(2) しきい値

数量に関するしきい値はありません。そのため、たとえ少量であっても届出が必要です。また、濃度しきい値については、以下のとおり、指定物質によって濃度のしきい値が異なります。

- ◇ 第一種指定物質のうち毒性物質については、重量パーセント濃度が1%を超えて含有するもの
- ◇ 第一種指定物質のうち原料物質並びに第二種指定物質（毒性物質及び原料物質）については、重量パーセント濃度が30%を超えて含有するもの

届出の数量は、純分換算された重量ベースの数量を記載してください。

例: 輸入量 1,500kg (濃度 80%) の場合 $1,500\text{kg} \times 80\% = \underline{1,200\text{kg}}$ (記載数量)

ホームページ中の届出に関する手続2. (3)にも届出しきい値の一覧表を掲載してい

ます。併せてご参照ください。

(3)届出様式の記入方法

①輸出・輸入の別

輸出と輸入のいずれの届出か明確に分かるように「輸出」又は「(輸入)」の該当しない方を削除するか又は二重線で消去してください。

②相手国欄

相手国欄については、経由地となる国の有無に関わらず、輸出の場合は貨物の最終仕向地となる国を、輸入の場合は(生産国でなく)貨物の仕出地となる国をご記入ください。

その他については、別紙2「届出内訳一覧表」の記入例を参照してご記入ください。

(4)輸出入総量の不一致解消

化学兵器禁止機関では、化学兵器の不拡散を徹底するため、毎年我が国を含む各国からの申告に基づいて輸出国と輸入国の数量比較チェックを行い、一致しない場合は各国にその解消のための努力を求めています。数量の不一致は年末年始を挟んで通関がなされた貨物の存在により生じることもありますが、純分換算の方法を含め、届出の漏れや誤りがないようご注意ください。

(5)参考資料の添付

届出内容の確認及び上記(4)の不一致解消作業を迅速に行うことができるよう、可能であれば、別紙2「届出内訳一覧表」、又は個々の貨物の輸出入(通関)の日付、相手国、数量、濃度が分かる既存資料のコピーを併せて添付していただけますと幸いです。

(別紙様式はホームページからダウンロードできます。)

化学兵器禁止法における指定物質

	毒 性 物 質	原 料 物 質
第一種指定物質	<p>(一) O・O'—ジエチル=S—[二—(ジエチルアミノ)エチル]=ホスホロチオラート(別名アミトン)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類</p> <p>(二) —・—・三・三・三—ペンタフルオロ—二—(トリフルオロメチル)——プロペン(別名PFIB)</p> <p>(三) 三—キヌクリジニル=ベンジラート(別名BZ)</p>	<p>(一) 炭素数が三以下である—のアルキル基との結合以外に炭素原子との結合のないりん原子を含む化合物であって、次に掲げるもの以外のもの。 イ —の項の第三欄(一)から(四)まで及び第四欄に掲げる物質 ロ O—エチル=S—フェニル=エチルホスホノチオロチオナート(別名ホノホス)</p> <p>(二) N・N—ジアルキルホスホルアミジク=ジハリド(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)</p> <p>(三) ジアルキル=N・N—ジアルキルホスホルアミダート(ジアルキル及びN・N—ジアルキルホスホルアミダートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)</p> <p>(四) 塩化ヒ素</p> <p>(五) 二・二—ジフェニル—二—ヒドロキシ酢酸</p> <p>(六) キヌクリジン—三—オール</p> <p>(七) N・N—ジアルキルアミノエチル—二—クロリド(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)及びそのプロトン化塩類</p> <p>(八) N・N—ジアルキルアミノエタン—二—オール(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。N・N—ジメチルアミノエタノール及びN・N—ジエチルアミノエタノールを除く。)及びそのプロトン化塩類</p> <p>(九) N・N—ジアルキルアミノエタン—二—チオール(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)及びそのプロトン化塩類</p> <p>(一〇) ビス(二—ヒドロキシエチル)スルフィド(別名チオジグリコール)</p> <p>(一一) 三・三—ジメチルブタン—二—オール(別名ピナコリルアルコール)</p>
第二種指定物質	<p>(一) 二塩化カルボニル(別名ホスゲン)</p> <p>(二) 塩化シアン</p> <p>(三) シアン化水素</p> <p>(四) トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)</p>	<p>(一) 塩化ホスホリル</p> <p>(二) 三塩化リン</p> <p>(三) 五塩化リン</p> <p>(四) 亜リン酸トリメチル</p> <p>(五) 亜リン酸トリエチル</p> <p>(六) 亜リン酸ジメチル</p> <p>(七) 亜リン酸ジエチル</p> <p>(八) 一塩化硫黄</p> <p>(九) 二塩化硫黄</p> <p>(一〇) 塩化チオニル</p> <p>(一一) エチルジエタノールアミン</p> <p>(一二) メチルジエタノールアミン</p> <p>(一三) トリエタノールアミン</p>

